

令和元年 11 月市議会 教育厚生委員会資料

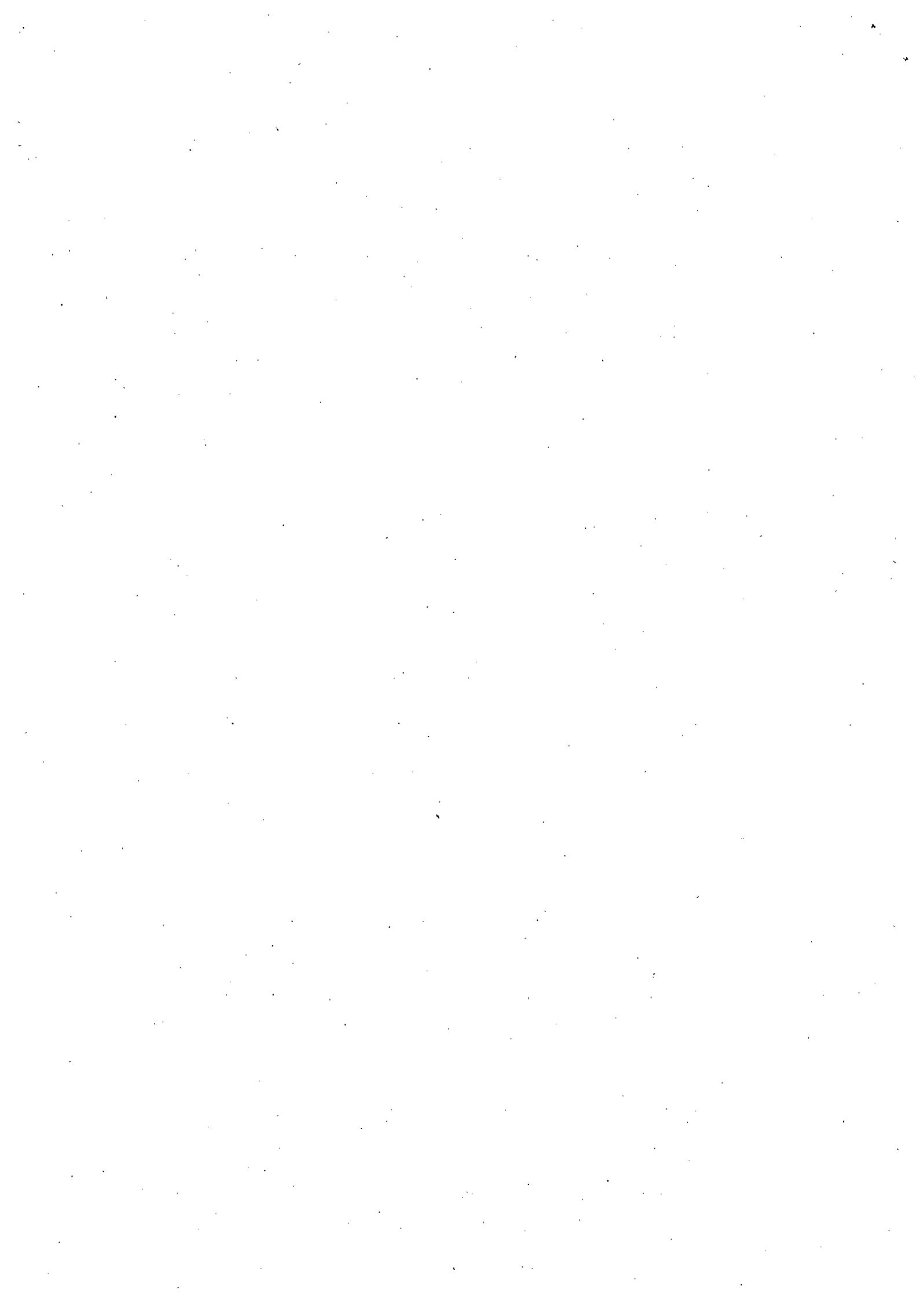
第 159 号議案 長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

目次

1	改正条例	P1
2	条例改正の背景	P1
3	国の省令改正に対する対応	P2
4	改正案の内容	P3
5	施行期日	P3
6	新旧対照表	P4

こ ども 部

令 和 元 年 11 月



1 改正条例

長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例改正の背景

放課後児童支援員の資格要件と配置数については、これまで「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)(以下「基準省令」という。)」における基準に従い、市が条例を定めることとされていたが、令和元年10月3日公布、令和2年4月1日施行の基準省令の改正により、この「従うべき基準」が、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌すべき基準」に改められた。

この改正に伴い、国においては、市が当該資格要件と配置数の基準を見直し、条例を定める場合は、事業の質を担保した上で地域の実情を踏まえ対応することとしている。

【市条例における参酌対象箇所】

長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(現行抜粋)

(職員)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有す

る者

- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下この項において「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
 - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- 4 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。（従前から参酌対象の項）
 - 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

（職員に関する経過措置）

- 3 施行日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

3 国の省令改正に対する対応

上記の背景を踏まえて、市としては放課後児童支援員の資格要件及び配置数について次のとおり判断し、放課後児童支援員となるための要件である、認定資格研修の修

了期限について条例改正により対応することとした。

(1) 資格要件について

放課後児童支援員の資格要件については、保育士等の資格保有によるもの及び従事年数によるものがあるが、いずれも職員の質の確保の観点から最低限の基準と考えられるため、現状どおりとし見直しは行わない。

ただし、放課後児童支援員となるためには、上記の資格要件に該当したうえで、県または指定都市が実施する認定資格研修を修了する必要がある。このため、現行の条例においては、経過措置により令和2年3月31日までに当該研修を受ける予定の者についても支援員とみなすこととしている。

しかしながら現状では、放課後児童クラブによっては、みなし支援員により運営を維持している場合があり、経過措置終了をそのまま適用すると支障をきたす状況が考えられるため、これに対応する改正を行う。

(2) 配置数について

現状の基準では、職員は1支援（クラス）あたり2人以上配置しなければならないものとされている。

児童への細やかな育成支援の実施のため、また、安全性の確保の観点からは、突発的な病気や事故が発生した際、職員1人が対処にかかりきりとなった場合にそれ以外の児童へ対応する職員がいなくなることを避けるため、最低限職員2人の配置が必要と考え、基準については現状どおりとし、見直しは行わないものとする。

4 改正案の内容

(1) 新たに雇用される放課後児童支援員の資格要件に係る修了期限の見直し

令和2年度以降、新たに雇用されることとなった放課後児童支援員について、雇用契約を締結した日から直近で長崎県が開催する認定資格研修を受講、修了予定である者については、雇用契約締結日から研修修了までの期間を放課後児童支援員とみなすこととする。

(2) 資格要件に係る経過措置の見直し

放課後児童支援員の資格要件である認定資格研修の修了期限については、条例の経過措置により令和2年3月31日までとされているが、経過措置終了までに研修を修了できない見込みの者がいることから、放課後児童クラブの運営を考慮し、経過措置の期間を1年間延長する。

5 施行期日

令和2年4月1日

6 新旧対照表

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第10条（略） （職員）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>第12条～第24条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 施行日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>○長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1条～第10条（略） （職員）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、新たに職員として放課後児童健全育成事業者</u>に雇用された前項各号のいずれかに該当する者であって、<u>当該放課後児童健全育成事業者と雇用契約を締結した日後初めて長崎県知事が行う研修の日までに前項に規定する研修を修了することを予定しているもの</u>にあつては、<u>当該雇用契約を締結した日から当該研修を修了する日までの間は、前項の規定による研修を修了した者とみなす。</u></p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第12条～第24条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 施行日から令和3年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（令和3年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>4（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>改正後の長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに職員として放課後児童健全育成事業者</u>に雇用される者について適用し、<u>同日前に新たに職員として放課後児童健全育成事業者</u>に雇用された者については、<u>なお従前の例による。</u></p>